

傾斜地盤診断方法

傾斜地盤においては、上部GLに伝達される水平力の考え方により診断結果が大きく変動する。プログラム上は適用範囲外であるが、徳島県には対象物件が多く存在し、老朽化していることから診断方法のルールを定めることにより診断対象とした。

ルール1、地階に用途がない場合は階として扱わない。

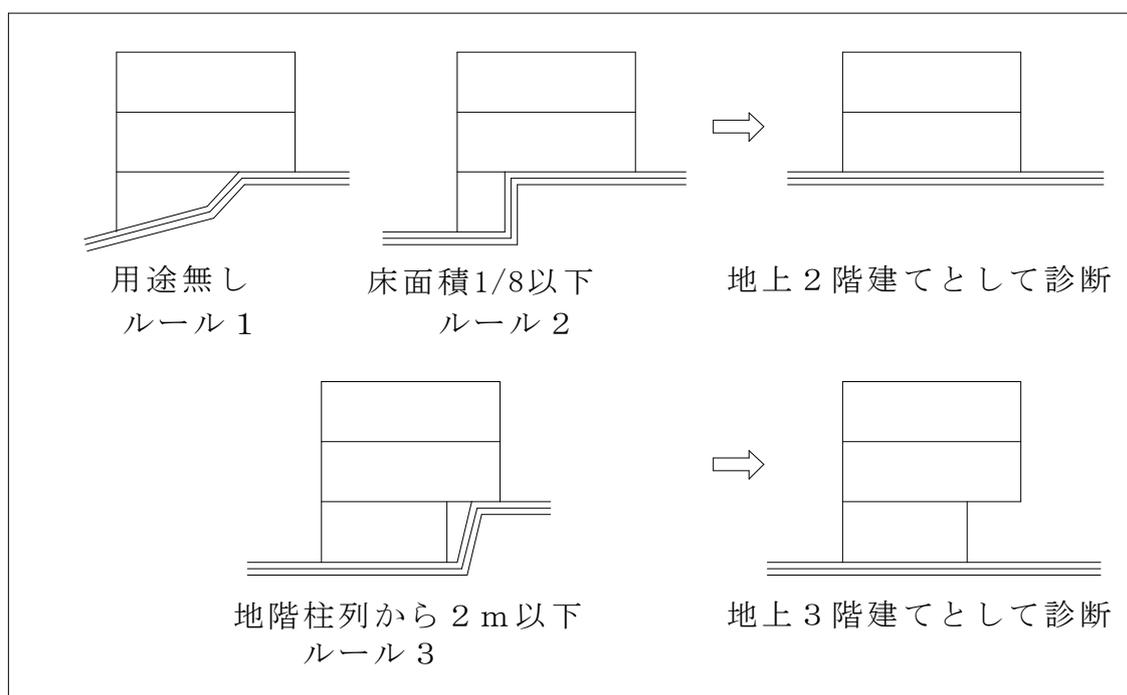
ルール2、地階の床面積が上部地盤面における床面積の1/8以下の場合は階として扱わない。

ルール3、上部地盤面の範囲が地階柱線から2 mまではオーバーハングとして扱い傾斜地盤としない。

※その他注意事項記入例

ルール1、ルール2、地階は階として扱っていないことから基礎としての性能を確保していることが前提として診断対象外としています。

ルール3、上部地盤面での建物部分が2 m以下であり、伝達される地震力を無視し、安全側に判定しています。



ルール1、2、3に含まれず、傾斜地盤となる場合は以下の診断方法のいずれかにより診断して下さい。

●方法1、地上部分をオーバーハングとして扱い傾斜地盤としない。

安全側に算出されるが、上部地盤面部分の面積が大きい場合は過小評価となり、補強不可能な数値となる可能性がある。地階において1/4分割法の範囲に柱列線を有していない場合は方法2、または方法3によることが望ましい。

※所見記入例 上部地盤面で伝達される地震力を無視し、安全側に診断しています。

●方法2、水平力は2階壁から地盤に伝達されるので、上部地盤で支持されている壁と同じ強さの壁を地階部分にも配置し3階建てとして診断する。

※その他注意事項記入例 地階の地盤面部分に地上階と同じ壁が配置されているものとして安全側に診断しています。

●方法3、地階部分を無視した上部地盤位置における地上2階建てとして診断し、地上2階部分の診断値とする。地階部分は垂直に切断して3階建てとして診断し、地階の診断結果とする。2種類の診断結果の1階部分の評点の小さい方が建物の診断結果となる。

※その他注意事項記入例 地上部分と地階部分の診断を別々に行っています。

方法3による場合はエクセルシートが2種類になるので、最小値を示すシートを添付し、他方は改修用シート（計算書2）に入力して添付すること

